

農地中間管理事業に係る手数料徴収要領

(目的)

第1条 この要領は、一般社団法人岐阜県農畜産公社農地中間管理事業規程「9 農地中間管理事業に係る手数料の徴収」の規定により、一般社団法人岐阜県農業公社(以下「公社」という。)が行う農地中間管理事業を持続的かつ円滑に実施するため、当該事業において徴収する手数料に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料徴収の基本的な考え方)

第2条 岐阜県農業の持続的な発展を図るには、効率的・安定的な農業経営を育成し、農業生産性の向上及び地域の維持発展に資するよう、担い手となる農業経営体に対して農地の集積・集約を推進することが喫緊の課題である。

2 公社は、農地の集積・集約を推進する農地中間管理事業を持続的かつ円滑に実施するには、必要な経費を安定的に確保することが欠かせないことから、手数料を出し手、受け手の双方から徴収するものとする。

(対象)

第3条 令和8年4月1日以降に、農地中間管理事業により貸借の認可・公告をするものを対象とし、受け手・出し手の双方から徴収する。

(手数料の徴収及び手数料率)

第4条 公社は、農地中間管理事業により農用地等の借入、貸付を行う場合に手数料を徴収する。

2 手数料算出のための手数料率は、別表を適用する。

(徴収の方法及び時期)

第5条 公社が農用地等を借り入れる場合の手数料(以下「借入手数料」という。)は、農用地等の出し手に対し、賃料支払日に、賃料年額に別表の手数料率を掛けた額を賃料年額から控除して支払うことで徴収する。

2 公社が農用地等を貸し付ける場合の手数料(以下「貸付手数料」という。)は、農用地等の受け手に対し、賃料徴収日に、賃料年額に別表の手数料率を掛けた額等を賃料年額に加算して徴収することで徴収する。

(手数料の免除等)

第6条 理事長は、災害その他やむを得ない事由の場合、手数料の一部又は全部を免除若しくは徴収を猶予することができる。

(手数料収入の使途)

第6条 手数料収入は、農地中間管理事業の実施に必要となる事務経費のうち主に補助事業対象外経費で必要な支出、その他、農地中間管理事業の運営・管理上、緊急に支出が必要と理事長が認めた事項に充当するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるものを除くほか、手数料に関して必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8年4月1日から施行する。

別 表

区分	手数料率等
借入手数料（出し手）	賃料年額の 1. 0 %
貸付手数料（受け手）	賃料年額の 1. 0 %

- 1 賃料年額に手数料率を掛けた金額が1円未満の場合は徴収しない。
- 2 賃料年額に手数料率を掛けた金額が1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。
- 3 手数料に係る消費税及び地方消費税は手数料に含まれる。
- 4 使用貸借契約での手数料の徴収を行わない。
- 5 手数料率は5年ごとに見直しをするものとする